

## 平成30年度 小田原市外国語指導助手業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務概要

- (1) 業務名 外国語指導助手委託業務
- (2) 業務内容 別紙「外国語指導助手業務委託仕様書」のとおり
- (3) 期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
(教育の継続性から、業務内容等の評価に基づき、3ヵ年以内に限り契約を更新する場合がある。ただし、平成31年度以降において、当該契約にかかる小田原市の歳出予算に減額又は削除があった場合、契約内容の変更又は削除することがある。)
- (4) 人数 6名〔予定〕
- (5) 委託料上限額（消費税相当額を含む）  
25,581,000円  
※ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料の上限額を超えてはならない。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は以下の全ての条件を満たすこと。

- (1) 外国語指導業務委託において、小田原市の入札参加資格を有していること。
- (2) 過去2ヵ年において、公立小学校・中学校での業務委託実績があること。
- (3) 神奈川県内に本社または営業所を有し、小田原市教育委員会との連絡・調整が速やかに行われること。
- (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している法人、その他の団体でないこと。  
\* 指名通知時点または参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しないことがある。

### 3 プロポーザルの日程（予定）

件名	期限等
実施要領の提示	平成29年11月10日（金）
質問書の提出期限	平成29年11月17日（金）
質問書に対する回答期限	平成29年11月27日（月）
参加表明書の提出期限	平成29年12月1日（金）
提案書の提出期限	平成29年12月11日（月）
審査会	平成29年12月25日（月）
審査結果通知	平成30年1月11日（木） 予定

### 4 参加意思の確認

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加表明書を提出すること

- (1) 提出物 参加表明書（様式1）：1部
- (2) 提出期日 平成29年12月1日（金）（郵送可。ただし必着のこと。）
- (3) 提出先 小田原市教育委員会教育指導課 ALT 担当  
住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地  
電話：0465-33-1730

## 5 質疑応答

本案件の業務内容等に関して不明な点がある場合は、次のとおり提出すること。受け付けた質問および質問に対する回答は、出された質問事項全てを取りまとめて小田原市のホームページに掲載する。(回答には会社名は表示しない)ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる業務委託候補者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

- (1) 提出物 質問書(様式2)
- (2) 提出期限 平成29年11月17日(金)午後5時  
(郵送・FAX・電子メール可。ただし必着のこと)
- (3) 提出先 小田原市教育委員会教育指導課 ALT 担当  
住所: 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地  
電話: 0465-33-1730 FAX: 0465-32-7855  
E-mail: kyoshi@city.odawara.kanagawa.jp
- (4) 回答日 平成29年11月27日(月)

## 6 提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は次のとおり提案書を提出すること。

- (1) 提出物 提案書: 11部
  - ①企業概要、企業実績、外国語教育に関する経営理念
  - ②ALTの採用
  - ③ALTの研修体制
  - ④ALTの管理体制
  - ⑤市教育委員会及び学校へのサポート体制
- (2) 提出期日 平成29年12月11日(月)(郵送可。ただし必着のこと。)
- (3) 提出先 小田原市教育委員会教育指導課 ALT 担当  
住所: 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地  
電話: 0465-33-1730

## 7 審査会

外国語指導助手業務委託プロポーザル審査委員会により、提案内容について審査する。

- (1) 実施日時 平成29年12月25日(月)開始時刻は改めて電子メールで通知する。
- (2) 実施場所 小田原市役所 7階大会議室

## 8 優先交渉業者の選定

提案書及び、審査会での審査の内容を総合的に評価して、優先交渉権者を1社、次点を1社、選定する。選定結果は、平成30年1月11日(木)までに郵送で通知する。

## 9 その他

参加表明書が次の条件の一つに該当する場合には、無効とする。

- (1) 提出方法・提出先・提出期限に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。